

高圧ガス製造施設等明細書記入要領
(可燃性ガス冷媒又は毒性ガス冷媒)

- 1 「製造設備の種類」は、該当するものに○印を付けること。
- 2 「1日の冷凍能力」は、冷凍保安規則第5条の規定により算出し、少数第1位まで求めること。
(少数第2位を切り捨て)
複数の圧縮機を有する場合及び複数のユニットにより冷凍設備が構成されている場合は、それぞれについて上記により冷凍能力を算出した上で、その能力を合算すること。
- 3 圧縮機の「気筒」欄は、回転式の場合、径、行程、数に各々気筒径、ピストン回転径、厚さを記入すること。
- 4 凝縮器がシェル型以外の場合、外径、長さ等の欄に管の外径、長さ、列数段数を記入すること。
- 5 「安全装置の種類」は、安全弁等について記入すること。
- 6 1の(3)は、保安上重大な影響を与えるものについて記入すること。
- 7 1の(4)は、冷媒ガスの種類等に応じた必要項目について、「有」、「無」及び「作動圧力」を記入すること。
- 8 2の別図については、製造施設配置配管図、冷媒配管系統図、ブライン等共通状況を示す系統図及び事業所付近の案内図を添付すること。
- 9 3の(1)は、「有」、「無」のいずれかに○印を付け、「有」の場合は必要事項を記入すること。
なお、「火気」は、定置式製造設備の場合のみ記入すること。
- 10 3の(11)の除害設備については、除害システムの概要図及び除害能力を示す計算書を添付すること。
- 11 3の(12)の種類欄には、落球式、電気式等の種類を記入すること。警報機能欄には、ブザー、ランプ等の種類を記入すること。
- 12 3の(14)の種類欄には、緊急遮断弁、電磁弁、逆止弁等の種類を記入すること。
- 13 3の(15)の種類欄には、自家発電、セルモーター付きエンジン駆動ポンプ、蓄電池装置、予備電池等の種類を記入すること。